（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

省　令

○農林水産省令第十七号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日　　農林水産大臣　江藤　拓

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は二千七百八十トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、平成三十年十二月三十日から平成三十一年三月三十一日までの間は五百三十トンとし、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は二千三百八十トンとする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二十六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第九条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

環境大臣　小泉進次郎

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（令第九条の環境省令で定める算定方法） **第二十二条**　令第九条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあっては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあっては、当該給付が行われるべき事由が生じた時から当該給付を受けるべき時までのその事由が生じた時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。 2　（略）	（令第九条の環境省令で定める算定方法） **第二十二条**　令第九条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあっては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあっては、当該給付が行われるべき事由が生じた時から当該給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。 2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第二十二条第一項の当該給付が行われるべき事由が生じた場合におけるその算定に用いる法定利率については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月十八日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二九―三

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。